

議案第3号

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則について

令和元年6月27日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月27日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第1号

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成14年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第3から様式第17まで及び様式第19から様式第24までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。